

平成 27 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 4 回臨時会	3 月 27 日	開 会
	3 月 27 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 27 年 3 月 27 日（金曜日）

第 4 回南三陸町議会臨時会会議録

平成27年第4回南三陸町議会臨時会会議録第1号

平成27年3月27日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町	長	遠藤 健治 君

会 計 管 理 者	佐 藤 秀 一 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	最 知 明 広 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農 林 行 政 担 当)	阿 部 明 広 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁 集 事 業 担 当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	佐 藤 孝 志 君
復 興 事 業 推 進 課 長	及 川 明 君
復 興 用 地 課 長	仲 村 孝 二 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	沼 澤 広 信 君
上 下 水 道 事 業 所 長	羽 生 芳 文 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	佐 藤 広 志 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐々木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 浩 君
総 務 課 財 政 係 長	佐々木 一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 通 君
生 涯 学 習 課 長	及 川 庄 弥 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	芳 賀 俊 幸
主 幹 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	三 浦 勝 美

議事日程 第1号

平成27年3月27日（金曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第63号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第64号 工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第65号 工事請負変更契約の締結について
- 第 8 議案第66号 町道路線の認定について
- 第 9 議案第67号 町道路線の変更について
- 第10 議案第68号 平成26年度南三陸町一般会計補正予算（第10号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

大変ご苦労さまでございます。第4回の臨時会でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第4回南三陸町臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、1番後藤伸太郎君、2番佐藤正明君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成27年第4回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

平成27年度第3回定例会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、本町防災対策庁舎の県有化に係る宮城県の提案に対する今後の対応について申し上げます。

ご承知のとおり、宮城県の提案の内容としては、震災以降有識者会議の評価及び意見を踏まえ防災対策庁舎の保存の是非について時間をかけて検討することが望ましいこと、県が町から防災対策庁舎の譲渡を受け、平成43年3月10日まで県有化し、この間に町としての保存の是非を判断されたいことの2点であります。

この提案に対し、町といたしましては、町民の皆様これまで経緯をお伝えした上で、意見の公募、いわゆるパブリックコメントを実施し、どのような対応が望ましいと考えるか、広く皆様からのご意見を伺うことといたしました。

また、来月9日には宮城県知事にご同席いただき、この大会議室の会場に防災対策庁舎の県有化について、ご遺族との意見交換会を行う予定としております。

これらの対応を踏まえながら、できるだけ早い時期に最終的な判断をさせていただき、宮城県に回答をいたしたいと考えております。

次に、応急仮設住宅の集約化に係る町の基本方針についてご報告を申し上げます。

応急仮設住宅の集約化に基本方針につきましては、応急仮設住宅の入居率が徐々に下がってくることを踏まえて、応急仮設住宅の入居者に対しまして、お示しすることとしておりましたが、このほど関係機関、町内関係各課による検討、調整の結果、別紙のとおり取りまとめました。基本的な考え方といたしましては、集約方法、集約時期、集約先、集約に伴う移転のための費用負担などを定めております。

なお、応急仮設住宅の集約化の基本方針の詳細につきましては、この後担当課長から説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、応急仮設住宅の集約化に向けた考え方についてご説明をいたしたいと思っております。

こちらの資料をごらんください。

集約化の目的でございます。先ほど町長が申し上げましたとおり、応急仮設住宅に入居して5年目を迎えようとしております。入居率についても77.3%ということで、徐々に下がってきております。今後、防集、それから災害公営住宅等の復興事業が進むにつれて、退去が進むものと思われまゝ。当該団地の機能の維持、それから敷地の変換、現状復帰のための集約の基本的な考え方を示すということでございます。

次に、基本方針でございます。1番目の基本方針になります。仮設住宅団地の集約化については、入居率が50%を下回った時点で、自治会等と協議しながら下記の方針により実施をしたいと思ひます。

まず、1番目ですが、民間所有地にある仮設住宅団地、他自治体所有地も含むものとしたしゝます。入居率にかかわらず地権者から返還を求められている団地を優先して集約に取り組みたいと思ひます。

2番目でございます。学校用地にある仮設住宅団地です。移転対象となる入居者の理解とご協力を得ながら学校関係者と調整しながら優先的に集約に取り組みたいと思ひます。必要に応じ棟単位での集約を実施したいと思ひます。

それから3番目、町所有地にある仮設団地でございます。後で述べますが、集約先拠点団地とする団地については、集約対象団地からの移転者を受け入れるということにしたいと思ひます。

4番目です。防災集団移転促進事業参加者については、土地引き渡し後1年以内に着工すること、それから災害公営住宅整備事業の工事が予定どおりに完了すること。個別移転のペースが今後も現状どおりに進むことを前提として入居者個々の再建時期を確認しながら、団地ごとの具体的なスケジュールを計画して、自治会、入居者の方々に示してまいりたいと思ひております。

5番目でございます。入居者並びに地権者の同意を得て進めることとし、今後社会情勢の変化によっては計画の見直しをその都度行いたいと思ひます。

6番目、福祉仮設の関係でございます。現在、登米市南方にある福祉仮設住宅を入谷にある福祉仮設住宅への集約を平成27年度中に実施をしたいと思ひます。

2番目でございます。集約先拠点団地、つまりこれは最後まで残すという場所でございます。1番目が平成の森仮設、264戸に対して現在のところ、41戸が空いております。2番目として、吉野沢住宅仮設団地。84戸に対して空き戸数が21戸になっております。3番目、戸倉中学校グラウンドの仮設団地です。67戸に対しまして、9戸が空きになっております。4番目に、入

谷中学校跡地の仮設団地。32戸に対して9戸が空きになっております。5番目に、沼田1期仮設。40戸に対して4戸が空いております。6番目が沼田2期仮設団地。20戸に対して3戸が空きになっております。7番目に、志津川小学校グランド仮設団地。60戸に対し8戸が空いております。8番目が、志津川中学校グランド仮設団地、102戸に対して7戸が空いております。

米印で書いておりますが、7番目、8番目の学校用地につきましては、空き状況により棟単位の集約化も検討いたします。

それから、2つ目の米印ですが、今後実施いたします基礎部の点検、全棟調査を行います。その結果により集約先拠点団地を変更する場合があります。

それから、3番目に集約の時期でございます。集約化の本格的な実施は、入居率が30%を下回る見込みの時期とし、平成28年度から行うこととしますが、早期に移転希望等がある場合は、集約先拠点団地への移転を検討したいと思います。また、自治会等への説明、また、集約先拠点団地の入居者の意向調査等につきましては、平成27年度から実施をし、仮設住宅団地ごとの集約時期につきましては、当該地区の防災集団移転事業の土地引き渡しから1年6カ月後などを想定し、集約の見通しを立てたいと思います。

4番目でございます。移転に伴う費用でございます。移転対象となる入居者の方々に対しましては、理解を得られるよう努めます。また、費用については、町が全額負担をいたします。

5番目でございます。集約化スケジュール作成のための調査でございます。仮設団地ごとの具体的スケジュールは今後再建意向調査、それから利用状況調査、基礎部の点検調査などを実施し、平成27年度中に検討いたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時11分 休憩

午前11時22分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。ございませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 議案第63号 工事請負契約の締結について

日程第6 議案第64号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第63号工事請負契約の締結について、日程第6、議案第64号工事請負契約の締結について。

お謀りいたします。以上、本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第63号及び議案第64号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本2案は東日本大震災により被災した伊里前地区公共下水道の災害復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決にすべき契約、及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、上下水道事業所長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） それでは、詳細について説明させていただきます。

まず、議案第63号につきましては、中学校上防集団地に下水道管を布設工事する工事でありまして、議案第64号につきましては、中学校上団地それからその隣に位置します伊里前災害公営住宅と歌津浄化センターをつなぐ接続管の布設工事となります。

まず初めに、この2つの工事の発注時期のおくれた理由を申し上げたいと思います。3月定例議会でご審議の上ご承認いただきました升沢防集団地の下水道管布設工事でも申し上げま

したけれども、升沢団地、中学校上団地を連絡する道路、石泉線につきましては、下水道法に基づきまして伊里前処理区の区域拡大の変更認可申請手続が必要となることから、認可変更手続を行いました。許可を受けたのが平成26年の9月10日であったため、認可後に実施設計業務から工事積算の設計書作成となりましたが、設計書の委託等が思いのほか手間取りまして、約4カ月の日数を要したことにより発注時期に遅延が生じたものであります。

それからもう1つには、2つの防集団地の造成工事ありますが、その工程上下水道布設が可能になるのは平成27年度になってからということもありまして、余り早く発注してもいたずらに工期が経過するということが予測されるため、遅くとも1月から2月にかけて発注できるものと考えてございましたが、後で述べますけれども、2月中の入札にまでごぎつきましたが、その入札会が不調に終わりました、この時期までずれ込んでしまったということになります。

また、これらの工事は平成25年から平成26年度への繰り越し明許でありまして、これらは平成27年度への事故繰越となるものでございます。

それではまず、最初に議案第63号についてご説明申し上げます。

工事名は23都災3651号下水道災害復旧工事8工区です。

工事場所は歌津字伊里前地内であります。

工事概要ですが、本工事はさきに申し上げましたとおり防集中学校上団地内の下水道管、そして溝渠ますの布設工事であります。

議案関係資料の2ページに平面図を載せてございますので、ごらんいただきたいと思います。管の布設延長は1,083メートル、1号マンホール設置工が26箇所、取り付け管及びます設置工が75カ所となっております。

この工事につきましては、SAランクの土木業者を指名した2月26日の入札会におきまして不調となっております。11社指名いたしました、全社辞退という状況でございました。

そのため、次の段階といたしまして、中学校上団地の造成工事の受注者であります株式会社アルファ建設と随意契約について契約審査会に諮りまして、3月11、12日に見積もり開札によりまして5,383万8,000円で仮契約を締結したものでございます。

議案関係資料の3ページには工事請負仮契約書を載せてございます。

なお、工期につきましては、平成27年3月30日となっておりますが、本工事は先ほど申し上げましたとおり、平成25年度から平成26年度への明許繰り越し分でございますので、平成27年度への事故繰越となるものでございます。

この工事請負の議案をお認めいただいた後に中学校上団地の造成工事の工期に合わせて平成28年1月末の工期と考えてございます。

続きまして、議案第64号についてご説明させていただきます。

これは議案関係資料4ページをお開き願いたいと思います。

まず工事名ですが、23都災第3651号下水道災害復旧工事9工区でございます。

工事場所は南三陸町歌津字伊里前地内となります。

工事概要ですが、中学校上団地そして伊里前災害公営住宅から伊里前保育所前までの町道石泉線に下水道管を布設し既設管と接続することによりまして、歌津浄化センターへつなぐ工事となります。施行延長は851メートル、1号マンホール設置工が30カ所、附帯工事一式となります。

それから、入札に関してですが、本工事につきましては、先ほど申し上げましたけれども、63号の議案と同様に、2月26日にS Aランク11社指名の入札会を行いました。これも11社全員辞退となりまして、不調となっております。そこで、業者入れかえのためにBランク9社を指名して平成27年3月17日に入札会を執行してございます。

6番の入札参加業者は2社辞退で記載のとおり7社となっております。

7番以降には予定価格等入札関係のデータを記載してございます。

同様に、最後に工事期間ですが、平成27年3月30日となっておりますが、事故繰越となりますためにこれにつきましては、中学校上団地と伊里前災害公営住宅の下水道供用日との工程調整が必要であるため、担当課と協議の上工期設定したいと考えておりますが、災害公営住宅の建設工事の工期が平成27年12月末になってございます関係で、12月末をこの工事の予定工期としてございます。

5ページには平面図、6ページには仮契約書を掲載してございます。

以上で議案64号の説明を終わります。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この事業につきましては、今所長から説明があったように、平成25年度の事業、なかなかいろんな諸事情があつて平成26年度に明許繰り越しでもって平成26年度にやらなければならない。しかしながらまた諸事情があつて平成26年度はできないということで平成27年度、事故繰越と。事故繰越というとな、どのような事故かなと、車でいえば追突事故とか正面衝突とか、いろいろあるんだけどね、話聞いていますとこれは自爆ですね、

自爆。そういう表現が合うか合わないかは別にしましてね。その入札の内容を細かく説明を受けました。最初の63号につきましては、11社にS Aランクにしたんだけど、11社とも辞退と。仕方なく造成工事をしている当該会社に随契という形をとってしまったというお話でしたね。

問題は、工期なんですがね、災害公営住宅が完成してもこの事業が完成しないとね、入居できないということになるわけなんでね。その辺をきちんとやはり管理していかなければならないんじゃないかなという思いで今いますが、今後いろんな事業があるわけですが、この経験を踏まえて今後の対応策ということも考えていかなければならない。経験といいますのは、不調に終わった理由、11社全てが辞退をした理由ですね、これをはっきりとしておかないと、また同じようなことが繰り返されるという観点から、やはりこれを検証しなきゃならないんじゃないかなと、検証。2月26日に発注が遅くなった、不調のためにこの3月17日ですか、やったのね。それから、いろんな変更があったために認可変更というんですか、これは9月のいつですか、10日になって、そして設計のおくれということもなって、本当は平成26年度中にやらなきゃならないのが9月にまで引き延びて、そしてまた設計のおくれによって年明けの2月26日の1回目の入札と。その設計のおくれは何のためなのかと。許認可の関係なのか。ということになりますと、国のあるいは県の許認可の関係をもっと早めてやってもらわなければならないということになってきますんで、そうするためにはどうしたらいいのかということも、これからの大きな課題ではないかなと。これは所長さんに言ったってね、なかなかね、難しい。これは入札執行する副町長、きょうは最終日になるかと思うんでね、その辺のこれからの検証した上での検討課題だと思うんですが。

それから、64号も一緒にいいんですね、質疑は。64号も同様にですね、2月26日にS Aランク11社、多分同じ11社だと思うんですね、63号と。これも全部辞退と。新しくBランクに下げて入れかえをして、9社に指名をしたが、2社が辞退で7社が参加ということで、そうしますと業者の入れかえということになりますと、辞退したときの、入札をかけた、1回目のね、辞退されたとき、不調に終わったときのかけた内容は変わりはないと。あくまでも業者の変更、入れかえによって変えなくてもいいという手法をとったということですよ。それはわかりました。

実際にですね、7社の名前といいますか、この中でこれだけの規模の下水道工事、本当にやれる業者というのは何社ぐらいだと思って指名したんですかね。全員の方々がやれると、あるいは最初から自分のところでやれなくても下請でやるだろうというような考えでやったの

か。その辺のところなんですね。果たして適正な指名のあり方だったのかなと、そんなクエスチョンマークというかね、素朴な疑問を持ったものですから。まず、1回目はそれで。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） まずもって、不調になった理由、検証。再三この種の議案で議員からお話をいただいているわけでございますけれども、両議案ともご説明を申し上げたとおり、不調になったということございまして、1つは63号、資料でお示しのとおり、現在中学校上団地盛んに造成工事中ということでございまして、この敷地内での下水道工事、当然調整をしながら下水道管の布設工事という工事になりますので、そういった他の業者との工程上の調整が大変難しいというようなことが理由といたしますか、主な入札参加を回避された理由だと伺った部分もございまして、結果としてそういう判断をしております。

それから、64号については、前の議会でもお話ございましたように、ちょうど石泉線の部分でございまして、実はここは夜間工事になるということでございまして、S Aの方々、現在他の復興復旧工事を受注されていると。昼間別の現場で作業をしている、そういった職員を夜、また別な違う場所でということになりますと、なかなか今確保している職員の体制上、そういった労務管理上の問題もあって、そういった夜間の部分になるだろう工事を今受注するということは大変難しいというお話なども後々伺ってございまして、全社今回参加を辞退されたということだったと我々も判断をしております。

それで、64号のその後の対応でございますけれども、B社、S AじゃなくてBクラスを指名して新たな入札を起こしたときに、当該社がそれぞれこの事業に対応できる能力についてあるという判断をしたのかということでございますけれども、1つは事業費的にご案内のとおり災害復旧事業について、町のランクづけの事業の規模をもとにランクづけしてございますけれども、災害復旧工事につきましては、実はかけ上がりをさせてございまして、Bクラスについても一般土木については6,000万円ということでございました。そこまでかけ上がりをしてございました。今回7,000万円でございますので、直近下位ということで、そういった部分については問題がないだろうという判断が1つございまして、それからご案内のように合併前に旧歌津、旧志津川、それぞれ公共下水道事業がしたときに、当初下水道事業そのものについて余り経験がないと、町内の業者はということで、当時両町とも大手のゼネコンと組み合わせの中で実際に経験をしてもらおうという取り組みを下水道工事初年度といたしますか、初期当時はやってきた経過がございまして、十分今回のこの部分については、夜間工事という、ある意味特殊な部分でございますけれども、工事の内容から言っても当然それぞれこのB

クラスの社で対応できるという判断も含めまして新たにBクラスの9社を指名いたしまして、入札に参加したということでございます。

いずれ、当初の判断が、そういったSAのときの指名の際にそういった状況判断ができなかったのかと、追ってまたご指摘があるかもしれませんが、当時はいわゆる事業の規模に相応した部分ということで指名をさせていただいたというような経過でございます。

それから、事務手続き上の時期でございますけれども、ご承知のようにこれは災害復旧工事でございますので、災害査定も含めて平成25年度中に俎上にのせざるを得ない部分だということございまして、結果としてそのまま保留解除する時期が現場の状況等のいわゆる復興事業の進捗状況に合わせて保留解除の手続をとらなきゃならないということございまして、先ほどから申し上げておりますように、当該工事個所につきましては、高台移転事業との調整ということでございますので、保留解除の申請時期が大分査定を受けた後から時間経過をしてきたと。

あわせてそこからまた設計の業務でございますけれども、先ほど所長申し上げましたように、数カ月を要したということについては、どういった事情でどの程度の期間延びたかについてはちょっと詳しく私も承知してございませんけれども、いずれにしろどうしても災害査定の場合ですと、ある一定の時期に俎上にのせなきゃならないと。実際工事の現場については、またそれぞれ現場の状況に応じて保留解除手続なり、発注時期を定めていかなきゃならないということにもしかすると制度上の問題、それからある部分についてはこちらの対応の仕方もあるんだろうと思いますけれども、今回本件については、そういった事情等からこの時期、それも事故繰越を承知の上で今議会にお諮りをしなきゃならないという状況に至ったということについては、ひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） いずれにしましても、落札といいますか、業者さんが設定になってこれから進んでいくには間違いないということでもあります。

先ほど、下請の関係もお話しちょっとしましたけれども、特別委員会の中でも、ちょっとお話しさせてもらいましたが、請け負ったところが100%やれば問題ないんですが、どこかの下請さんを使って、支払い状況なんですね。そういうふうなことでなかなか下請が見つからないとか、そのために工事が進まないとかないように、きちっとやはりそれは行政として指導してない、発注者側としてはですね、きちっとやはり指導して、一日も早い完成をするように、その辺が非常に今心配しているところであります。

副町長のお話ですと、11社の辞退した理由、工程差が云々というような、技術的に難しいんだということもあるんでしょうけれども、まさしくそれも一理あるんだらうと。しかしながらそれだけの理由で辞退なのかなということも考えていかななくてはならないのではないかなと。その程度のお話にしておきますけれども、いずれにしましても、その下請業者さんに不払いとか、あるいは遅延、延びる、あるいは手形とか、そういうことのないようにくれぐれも指導していただきたいと。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第63号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第63号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第64号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第65号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第65号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第65号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した伊里前地区において実施しております公共下水道災害復旧工事に係る請負契約について請負金額を変更する必要が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） それでは、議案第65号工事請負変更契約について詳細をご説明いたします。

この工事は、伊里前処理区の被災した下水道管等の撤去工事でありまして、平成26年度中に発注しました5つの工区分の撤去工事のうちの1つ、4工区工事でございます。

工事場所は、伊里前川の右岸の河川区域、そして町道寄木線等に埋設してあります下水道管の撤去工事でございます。

329万6,160円の減額変更となっておりますが、主な減額変更内容について申し上げますと、1つは既設管撤去における工法の変更でございます。当初、開削工法で予定していたものがモルタル充填工に変更になったことによる減額。もう一つには舗装道路に埋設してある下水道管等を開削工法によって撤去する場合には本復旧の必要が生じますが、後々かさ上げる予定の箇所が出てきまして、仮復旧で済ませられたということによります減額でございます。

議案関係参考資料7ページには工事請負変更仮契約書を載せてございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第65号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第66号町道路線の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第66号町道路線の認定についてをご説明申し上げます。

本案は、防災集団移転促進事業により整備した歌津地区石浜・名足団地を始めとする11団地の団地内道路23路線を町道として認定し、地域の交通の発展と公共の福祉の増進を図りたいため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案66号の細部説明をさせていただきます。

町長の提案理由にありまして、防災集団移転事業により造成された道路につきまして、町道に認定するものでございます。

議案書の5ページをお開き願いたいと思います。

石浜・名足、名足保育園南、生活センター西、泊浜、館浜、寄木・葦の浜、西田・細浦、松崎、波伝谷、合羽沢、原、各団地、11団地になりますけれども、23路線、総延長にいたしまして5,247メートルを今回町道認定するものでございます。

議案関係参考資料の8ページから19ページまで、それぞれ平面図を準備させていただいております。赤く着色をしている部分が今回認定をする部分でございます。

なお、今回の認定によりまして、高台移転に係る33路線9,876メートルが認定という状況でございます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第66号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第67号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第67号町道路線の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第67号町道路線の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、宮城県が施行する河川災害復旧工事により一般交通の用に供する必要がなくなる一部区間を廃止し、改めて町道路線として認定したいため、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議案67号の細部説明をさせていただきます。

町長の提案理由にあったとおり、水尻川、それから県道志津川登米線の改良工事の一部工事に係る分について今回変更するものでございます。

議案書の8ページをお開き願いたいと思います。

変更前と変更後のそれぞれの起点・終点、それから延長を記載してございます。

今回変更になりますのが、起点部分でございます。志津川字竹川原3番地の1がこれまでの起点でございましたが、それが3番地2地先に変更になります。

延長が89メートルあったものが46メートル減の43メートルの延長というふうに変更になります。

議案関係参考資料の20ページに平面図がございますので、ご確認をお願いしたいと思います。大変見づらい平面図で申しわけございませんが、下の青く着色している部分が水尻川になりまして、右手側が下流域になります。これまでの路線につきましては、赤く着色をしている部分でございます。丸が起点、矢印が終点位置でございます。ごらんのように延長が約半分、

青色で表示してありますが、青色の丸部分が今回の起点ということになります。よろしくお
願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6 番今野雄紀君。

○6 番（今野雄紀君） 6 番です。

この変更理由というか、短くなったのは河川の何か関係なんでしょうか。

そこ1点と、あと町道という変更ということで伺いたいんですけども、復興関係の町道、
特に先ほど認定になった道路は立派なんですけれども、従来の町道の変更というか、見直し
等はどのようになるのか。例えばなんですけれども、震災によって大分使われるような町道
もふえてきたんですけれども、大上坊の入り口というか、あの一帯みたいな道路とかも結構
いろいろ建物ができていた割には旧来の道路で大分使いつらそうなので、ああいったところ
の変更みたいなのは今後可能なのかどうかだけ、伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案関係参考資料20ページをちょっとお開き願いたいと
思います。

これまで水尻川ございまして、それに隣接する形で並行に県道志津川登米線が走っております。
その県道から上手方向に町道が接続してあるわけがございますけれども、今回水尻川バ
ック堤、それからそれに伴いまして県道も図面でいうと上のほうに移設になるということ
でございまして、そもそも町道の部分がそういう用地に当たってしまうということになります
ので、延長が短くなるということがございます。

それから、町道の変更ということでございますが、いずれこれまで狭い、広い、ございませ
けれども、それぞれ必要な分については町道認定を行ってございます。今の具体の大上坊の
部分については、現在でも町道の認定はされております。多分利用状況で狭くないのかとい
うことだとは思いますが、それはまた認定とは違う事柄でございまして、今後大分震災
後状況がそれぞれ変わってきておりますので、必要な分については今後整備のあり方につ
いてこれからまた検討させていただきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6 番（今野雄紀君） 変更については確定ということでわかりました。

そこで、今後の町道のあり方というか、それについて、今の課長の答弁ではちょっとわかり
づらいんで、特に新しくできた道路と従来の道路の格差というんですか、それが目立つよう

になると思うんですけども、それらのところの整備は何らかの形の予算がつくのかどうか、伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 町道の整備の仕方、これまでも含めて、今後のことも含めてお話しをしたいと思います。

前にも町道の1、2級とお話が上がっていました。その他があるということで、これまでの道路整備のあり方とすれば、国の補助を得られるのは1級、2級の町道だということで、意外とその辺の町道については比較的道路構造令に基づいて整備をされておりました。それ以外、その他については、これはあくまで単独費で対応しなければならないということがございまして、なかなか道路構造令に基づいた改良がされておられません。それで今回高台移転を行った道路については全て道路構造令に基づいた設計がされて整備がされているという状況でございますので、当然その格差というのは大きいものがあると思います。今後、ではその残されたその他町道についてどう対応するかということになれば当然単費で全てを賄うことはこれは無理だと思っております。いずれ必要な部分については国の交付金などを利用しながら計画的に整備するべきだと考えています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） その他の部分は、今、課長、単費でと言うんですけども、単費の見方というのはどういうものなのか。

あと、どのような交付金というか、それを例えばふるさと創生みたいなやつが使えるのかどうか、そこだけ伺って質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） これまで単費で対応したと。今後については単費で当然やれないので、国の各種の交付金を利用しながら整備をしていきたいということでございますので、今、具体的に申せば社会資本整備総合交付金というのがございますが、それが使えるかと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第67号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のための休憩をいたします。

再開は1時10分といたします。

午後12時3分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第68号 平成26年度南三陸町一般会計補正予算（第10号）

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第68号平成26年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第68号平成26年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、第11回復興交付金事業に係る配分額について追加の措置を講じたほか、総合戦略作成支援業務及びプレミアム付商品券事業など地方創生関連事業に係る所要額を計上したものであります。

細部につきましては、財政担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、一般会計補正予算の細部説明をさせていただきます。

初めに、1ページの改めて議案書部分をごらんください。

今回、歳入歳出それぞれ39億円ほど追加補正する内容でございますけれども、町長が提案理由で申し上げましたとおり、第11次の復興交付金の決定を受けまして、それを歳入歳出同額予算計上ということもありまして40億円ほどの追加補正となったものでございます。

前年同時期と比較いたしますと、マイナス7.3%、額にして44億4,500万円ほど少ない予算となっております。

また、予算の総額564億円をいわゆる通常分と震災復興分に分けると、通常分が72億6,800万円、12.9%、震災復興分が492億900万円、87.1%という割合になります。

また、予算総額に占めるいわゆる普通建設事業費や災害復旧費等の投資的経費といわれるものの割合ですけれども、全体予算の49.9%、約50%になりますが、282億円ほどになります。これが、投資的経費ということになります。

最終予算でございますので、改めて予算の構成比をまた申し上げたいと思います。

8ページ、9ページの事項別明細が全科目計上してございますから、申し上げます。

1款町税1.9%、2款地方譲与税0.1%、3款と4款、5款までにつきましては、0.0%。6款の地方消費税交付金0.3%、7款、8款は0.0%。9款地方交付税15.8%、10款、11款0.0%。12款使用及び手数料0.1%、13款国庫支出金37.2%、14款県支出金7.7%、15款財産収入0.4%、17款繰入金31.1%、18款繰越金1.7%、19款諸収入0.6%、20款町債2.6%。合計100%でございます。

歳出、1款議会費0.2%、2款総務費4.6%、3款民生費3.6%、4款衛生費2.2%、5款農林水産業費2.1%、6款商工費2.9%、7款土木費0.9%、8款消防費0.8%、9款教育費1.4%、10款災害復旧費16.4%、11款交際費2.2%、12款復興費62.0%、13款予備費0.7%。合計100%でございます。

4ページにお戻りください。

第2表、議決予算の繰り越し明許費の補正でございます。今回、追加と変更がございます。

まず、追加は3事業ございます。2款総務費の地域住民生活等緊急支援事業、これは後ほど歳出でご説明申し上げますけれども、地方創生に係る経費でございます。8,350万円予算計上いたしますが、全額繰り越しとなります。

7款の土木費の道路新設改良事業、これは町道寄木線の設計業務に係る繰り越しでございます。

復興費の志津川地区都市計画用途地域変更事業。これも繰り越しとなります。

変更でございます。これは、3月の定例会の補正で一度繰り越し明許費設定してございますけれども、その後事業費の確定等がございまして、今回限度額の変更をいたしてございます。それぞれの完成見込み、いずれ6月定例議会において繰り越し明許費の計算書の報告をいたしますけれども、今のところ完成見込みを申し上げますと、まず総務費の地域住民生活等緊急

急支援事業は平成28年3月、道路新設改良事業は平成27年6月、農業施設災害復旧事業平成27年5月、公共土木施設災害復旧費平成28年2月、魚竜化石等災害復旧事業平成27年8月、志津川都市計画用途の地域変更事業は平成27年7月を予定してございます。

次に第3表、債務負担行為補正でございます。

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金でございますが、これは年度末における補助金の申請時期と交付時期、これがずれ込む関係がございまして、いわゆる交付手続きがこの年度を超える場合が想定されることから、債務負担行為として追加、変更いたしてございます。

当初39件で予定してございましたが、最終的に79件になるということで、限度額を追加いたしましたものでございます。

次のページをごらんください。

地方債の補正でございまして、いずれの事業も定例会以降の事業費の確定等によって財源の調整をいたしまして変更いたしましたものでございます。事業的には3事業でございます。

では次に、執行予算に入ります。10ページをごらんください。

歳入でございまして、6款の地方消費税交付金につきましては、これは確定額ということで減額となりますが、1億8,600万円の確定値で予算計上をいたしました。

9款の地方交付税でございまして、特別交付税と震災復興特別交付税、平成26年度分の額がとりあえず確定いたしてございますので、確定額を申し上げます。

特別交付税につきましては、1億9,099万4,000円。190994千円でございまして、前年度対比17.2%のマイナスでございました。

震災復興特別交付税の確定額51億3,288万6,000円。5132886千円。これもマイナスの31.8%となりました。

13款国庫支出金の国庫補助金、総務費国庫補助金でございまして、地域住民生活等緊急支援交付金8,258万3,000円、新しく計上させていただきました。これは国の補正予算、決定してございまして、その内容からいわゆる地域消費の喚起と生活支援型、それと地方創生の先行型の交付金が新しく創設されまして、その財源を受けて歳出予算に計上してございます。

下段の東日本大震災復興交付金はこれは第11次の復興交付金の決定額でございまして、39億5,000万円ほどありますけれども、基幹事業が8事業、効果促進事業3事業決定をいただいております。これまで11次の復興交付金の交付総額決定額を申し上げます。840億でございます。

17款の繰入金につきましては、各交付金事業の事業調整によりまして基金の繰り入れを調整

してございます。

19款諸収入、雑入で災害復旧費雑入860万円ほど計上してございます。過年度公共土木施設災害復旧事業返還金ということで、これは平成24年度に発注した災害復旧事業を平成26年度まで事故繰越とさせていただきましたが、事業の事故繰越の部分で完了した部分だけで清算するというので、当初支払った事業者に対する前払い金の一部返還を計上したものでございます。

次に12ページ、歳出でございます。

総務管理費の14目地方創生費、これが新たに計上させていただきました。

8目の報償費総合戦略策定委員会委員。当面15名の委員を委嘱して計画の策定に携わっていただく予定になってございます。

13款の委託料、各調査事業、列記して計上してございます。地方創生絡みの事業にこれから調査に入っていくということで計上させていただきました。上段が総合戦略の策定支援業務。総合戦略計画をつくっていくということで、その支援業務でございます。中ほどの地域交流拠点施設基本計画策定業務、ございます。これは道の駅とか、あと道路結節線におけるBRTの新しい駅舎の整備計画とか、そういったもろもろの観光ゲートウェイの機能、それから物販機能、公共交通機能の検討をするものでございます。

19節の負担金補助及び交付金3,900、約4,000万円計上してございます。説明欄にプレミアム付商品券事業補助金とあります。いわゆる割増の商品券の事業を導入するといった内容でございます。事業主体を南三陸商工会に考えてございます。商品券の販売につきましては、6月1日から始める予定で今計画を練ってございます。

内容でございますけれども、4割増の商品券ということもありまして、1,000円券をまず14枚つづり、10枚プラス4枚ということで、1,000円券1万円につき1万4,000円分、それが5,000セット。あと、500円券の14枚つづり、5,000円プラス2,000円、7,000円になりますけれども、それを3,000セット。1世帯当たり購入限度を5万円までと想定してございます。割増の商品券の金額相当を補助金として商工会に送り出す。そのほかそれに係る人権費、事務費等ございますので、事業終了後の効果の調査等、それら一切の補助金として約4,000万円とさせていただきます。

13ページの10款災害復旧費、3目の漁港施設災害復旧費でございます。13款委託料で460万円ほど減額してございます。土地価格鑑定委託で420万円減額でございますが、当初戸倉の7地区約200筆予定してございましたが、結果戸倉の2地区寺浜と藤浜地区で49筆の実施という

ことで減額となります。

19節負担金補助及び交付金で140万円追加でございます。船揚場補償工事負担金とあります。これは、気仙沼市が管理している草木沢の船揚げ場、その漁港ありますけれども、その災害復旧工事として、12月の補正で500万円当初計上いたしましたけれども、140万円の追加でございます。合計640万円を気仙沼市へ負担金として納めるものでございます。

12款復興費の復興管理費でございます。積立金39億円につきましては、歳入国庫補助金を受けた全額を基金に積み立てるものでございます。積立後の復興交付金の現在高見込みとして487億円になる見込みでございます。

その下段の19節、東日本大震災に係る被災者住宅再建支援事業補助金、1,100万円減額でございます。最終的な取りまとめで交付件数が102件ございました。

14ページごらんください。

復興土木費でございますけれども、本年度事業費の確定に伴う各種補正、減額補正がメインでございます。道路事業費の工事請負費900万円減額、高台接続道路事業築造工事でございます。これは7団地、寄木、葦の浜、田の浦、升沢、中学校上、清水、戸倉、波伝谷、以上7団地の築造工事ございました。

災害公営住宅整備事業の工事請負費200万円減額は、戸倉地区の用地造成工事の減額でございます。

3目のがけ地近接等危険住宅移転事業費、1億3,400万円ほど負担金補助及び交付金で減額でございます。当初213件見込んでございましたが、結果183件ということで、それに伴って債務負担行為のほうに回って増額となっております。

6目の防災集団移転促進事業費、13節委託料1,500万円の減額です。これは施工管理として全部で24団地分予算計上してございましたけれども、今年度事業費の確定に伴って減額となります。

下の工事請負費、1億2,600万円の減額につきましては、3団地、戸倉、西戸、長清水団地に伴う減額でございます。

予備費につきましては、財源調整でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 事業確定による各種各款の増減、いろいろご説明いただきましたけれども、1つ新しいところが入ってきていますので、歳出12ページですけれども、総務費の中の地方創生費ということで、これは丸ごと今回新設というか、新しく補正するものだろうと思いますけれども、まず13節の委託料の中で各種業務の委託料、細かくというか、いろいろな業務を行っていきこうということがあります、地方創生、もしくは官民連携という、ことし4月から推進室をつくってやっていくということだったろうと思うんですけれども、業務委託するということで、相手先ですか、どういった方に業務を委託しようとしているのか。気になるのは、恐らくこういうことを専門にやっていらいらっしゃるいわゆるコンサルタントといわれる方いらっしゃるだろうと思うんですけれども、そういう方が被災地であるとか、もしくはこれぐらいの規模の町であると、商店街がだんだん寂れてきたり、活気がなくなってきたということを再生しようという取り組みというのは全国各地でいろいろあると思うので、それに関するノウハウというのは一定程度あるだろうと思うんですけれども、そうではない部分でさらには地方創生という国の新しい取り組みですので、それに対応していく外部の方の知見というのももちろん大事だと思うんですけれども、そこに実際住むのは町民であるわけですので、その方々との意見のすり合わせであったり、その人たちの思い、こういう町にしていきたいんだと、こういう町をつくってもらえれば我々は住みやすいんだよというような意見をどのように拾っていくおつもりなのかと。これはいろいろな観点があると思いますけれども、まずその委託先とその地域の意見の吸い上げということをどのように考えているのかということをお話しいただければと思います。

その下に、19節負担金補助及び交付金の中で商品券というお話が出てきています。4割増しの商品券を商工会を通じて町民の皆さんに限った話なのか、ちょっと今の説明ではわかりかねましたけれども、購入していただいて、恐らく地元の商店額で使っていただくというお話なんだろうと思うんですけれども、このお話が出てきた経緯ですね、どういう理由で、これから地方創生にどのように寄与すると思って今回の補正予算に計上されているのかということをもう少し詳しくというか、その理念、経緯、もしくはその動機、といったところをお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 1点目の地方創生の委託料の関係でございますけれども、まず13節のところは全部で7つの項目がございますけれども、一番上の総合戦略策定支援業務の委託

1,000万円につきましては、これは町が特定のコンサルを、特定といいましてもなかなかこう
いうものをつくったコンサルがあるのかどうか、そこからのリサーチから始まると思います
けれども、そういった被災地のデータをよく知っている業者を選んで総合戦略の策定を考え
ております。

それから、2つ目以降、6個の業務なんですけれども、基本的にはことしの夏ごろまでに設
立を予定しているまちづくり会社にこれをお願いしようというような予定でおります。詳細
はまだはっきり何がないうところまでは現段階ではお示しできないところなんです
が、もともと先ほど総括で総務課長がお話したように、五日町の商店街を最初という予定が
ございましたので、道の駅とかそれから交通ターミナル、そういう商店街以外のまちづくり
の部分を今回の地方創生の先行型という戦略の中で各種の計画を立てていくというようなこ
とでございます。

それで町民の方々の意見の拾い方ということですが、8節の報償費の中で委員会を設
立する予定にしてございますが、これは国の指針でできるだけ委員会をつくって行政だけ
ではなくて金融機関とか、そういう経済にも詳しいさまざまなジャンルの方から委員を選
んで考えていただきたいと。その中で事務部会のようなものを開いて、ワークショップです
とか、そういうふうなやり方で町民の意見を吸い上げると、そういう方向になると思っ
ております。

それから、商品券の経緯とこれまでの流れでございますけれども、いろいろな新聞報道等
で、大綱につきましてはご承知おきかと思っておりますけれども、国の緊急経済対策の一環
として、全部で4,200億円でしたか、これを年度内に全国の市町村に受けていただくと。
歳出ということでそれぞれの地方の実情に応じた使い方をさせていただきたいというこ
ろが大筋でございます。

当町の場合、一般的にはどこも大体プレミアム付商品券という選択をしたところがほとん
だと思っております。今回我が町が4割増しを選択したというところにつきましては、一言
でいえば隣市と比べまして商店の数がまず圧倒的に少ないというところから、これはほか
の町と同じ割増率に設定したのでは住民の消費の行動が他市に流れてしまうというよ
うなことから、県と何回も折り合いながら今回4割増し商品券ということで決定をさ
せていただいたというところが主な経緯であります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 2件目から、よその国の制度というか取り組みがあつて、各市町村
どのように実情に合つて取り組んでいくかということで、確かにお隣気仙沼市さんとか、登

米市さんとか、石巻市さんと比べれば商店の数もまだまだ少ないですし、利用のプレミアムの価値の高いものに設定して地元の商店をより利用してもらおうという取り組みだと。国からこういう方針が示されて、県とも調整してきてということなので、何と言いますか、今さらという気もしないでもないんですけれども、要はどう見てもばらまきと言いますか、一過性のものになってしまうんでないかという気持ちがいたします。一過性のものとはいえ、それをきっかけにして地域の経済というものを上向きにしていくということは、一定程度の効果もあるんだろうと思うんですけれども、もう少し根本的に考え直さなければいけないことというのがあると思いますので、一過性のものと割り切って、その中でもより効果の高いものを選択したということなのか、ここからさらに先につながっていく見通しがあるのか、現時点での伺い、お聞かせいただきたいというのがまず1点、順番逆ですが1点目。

地方創生のいろいろな業務の委託に関してですけれども、ややですね、不安と言いますか、漠然とした感覚みたいなことをここで申し上げるべきではないんだろうと思うんですが、まちづくり会社を設立するんだと。第3セクターでつくって、例えば補助金の受け皿であるとか、NPO法人、いろんな方がお入りいただいています、その横の連携をとっていくんだとか、官民が連携していくんだということをお聞かせいただいたのはもう半年以上前だと思うんですね。それからいろいろな紆余曲折があって、なかなか現時点では計画を公表できないと言いますか、皆さん議員にははっきりと申し上げられない部分があると。客観的に見て、大丈夫かしらと思うのが普通だろうと思うんですね。それなのに補正予算には予算だけ計上される。これを議員として、これからリサーチをしてこういった取り組みしたことは恐らくないでしょうけれども、どこか探してお任せしたいと思います。なので、8,000万円つけてくださいというのは、大丈夫かしらと、繰り返しになりますけれども、思います。

まちづくり会社は一体どこに行こうとしているんでしょうか。私聞いた話だと、地元の商工会であるとか、商店主の事業主の皆さんは、別に今さら官民連携と言われなくても、自分たちで使い勝手のいいところをつくっていかうとして、必死に努力されている。ご自分でいろいろな先進事例を検証しにいたりして、自分たちで設立しようと思っておられると。私9月だったか10月だったかに、そこと競合するようなことは、新しく町で第3セクターをつくるまちづくり会社がそこに邪魔になるようなことはないんでしょうかねというお話をした記憶があるんですけれども、そのときはもうこれは大丈夫ですと。お互いに共存、共栄できるものと考えていますと。商店街のことは商店街でやっていただきたくと。それ以外の公共的な公益性の高いような事業は、まちづくり会社で引き受けるというお話だったと思うんで

すけれども、どうもそうっていないと。では、はっきりと言えないということですが、せめてこの8,000万円に一定程度の正当性があるんだということをこちらが納得するぐらいの回答、答弁はいただかないとこちらとしても非常に難しいなと思います。

そこもう少し詳しくといったらいいんでしょうか、最終的な責任は町長にあるんだろうと思うんですが、そういったところにまで責任が及ぶような、一体この町はどこに行こうとしているんだろうかと、町民自身がわからないような町では復興どころではないですので、そこもう少しはっきりと明確にメッセージをこちらに頂戴したいと思うんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、商品券の部分ですけれども、国の交付金をうまくというのが適切なかどうかはこれはそれぞれの解釈だろうと思いますが、我々は国の制度に沿って淡々とこれをやらなければならないということもございまして、今回はこのような計画をさせていただきました。いずれ商業者をこれを委託するわけですが、4割増しという特別な制度を今回やるということから、商業主さんも個々に企画を練ったりアイデアを入れて最終的には商業の経済活性化につなげていただきたいという思いは持っております。

それから、まちづくり会社の設立に向けての状況でございますけれども、おっしゃるとおりまだ設立の方向性あるいは時期が明確でない中でこの数千万のまちづくり会社に対する予算についてはいかがなものかということでございますが、予算という前提があつてこういう行動に出られるということもございしますので、そこはご理解をいただきたいと思っております。

それから、会社につきましては、ことしに入ってからまず商工会の方々が先行してさまざまな研修活動をやっております。ことしの夏ごろをめどに商工会では会社をつくりたいという方針でございます。ここに行政側のまちづくり部門をどのようにアプローチをさせていくかというところで協議を進めております。年明けの時期には基本的には1つの会社という形ではどうだろうと、屋根を1つにしてどうだろうというようなことで、2カ月ぐらい検討をしているんですが、そこにはやはり長所もあれば短所もある、不安や心配もあると。メリットももちろんあるんですが、いずれ町側も商業者側も初めてやることでございますので、ここは焦らず少しだけ時間をかけてもいい時期ではないかというような状況で現在も調整中ということでございます。

いずれにしましても、町のやろうとするまちづくり会社部門については、商業施設以外のま

ちづくり全般にかかわることですので、それを行うことによって、結果として商業者の方々の後方支援につながると思っておりますので、方向性については変わっておりませんので、ご理解をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 先ほど8,000万円といたしましたけれども、プレミアム商品券を合わせて8,000万円ですけれども、商品券に関しては、やっぱり何て言うんですかね、町の姿勢が見えてこないといえますか、国でせつかくそういうふうにくれると言っているのも、もらっておきましょうと。商店主さんに頑張ってもらって、町の活性化ができればいいなど。それはそうなんですけれども、国とか県とかの制度をどう活用するかというのはそれぞれの自治体の裁量だったり判断だろうと思うんですね。そこがいわば後手に回っている印象は否めないと思います。

現体制から4月付で地方創生、官民連携推進室というのが企画課の内部にできるということですから、その職員の皆さんにかかる負担が現時点でこういう状況であればなおさら負担が大きいのではないかと。職員の皆さん、体を壊したりしないかなという、その辺が心配になってくるぐらいですので、これはどのように対応するかと非常に難しいと思うんですけれども、一つには例えば強力なリーダーシップを発揮するとかいうことがあるんだろうと思うんですね。

まちづくり会社にしても、何が不安かというのは、誰がやっているかがさっぱり見えてこないのが一番不安なんです。まちづくりということは、その町をどう使うかというのは、先ほども言いましたけれども、町民が考えるべきで、町民が使いやすいような、住みやすいような町にしていかなければいけないんですけれども、その意見をどこに言ったらいいいのか、誰が、私はこう思うんですけれどもこういう町にしませんかという意見がこちら側から見えてこない。予算がつかなければそういう調査事業もできないので、予算を頂戴したいという、その理論もわからないでもないんですけれども、誰がやるのか、ということが見えてこないのが一番不安に思うんですね。そこは今の時点でお答えできないんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 交付金の活用策について、少し消極的ではないかというようなことですので、やはり南三陸町の場合、隣の登米市に仮設で避難をされている方がたくさんいるということで、ここに余り複雑にやってしまうと、何て言うんでしょう、離れているがゆえにケースによっては不公平になったりするということもあるので、できるだけ

シンプルなものにしようということが今回のいきさつでもあります。

新しい組織での対応ということでございますが、当然決して軽い業務ではないとは思っておりますので、ただ、やらなければならないことでございますので、ここは全町体制でやっていくということになるんだろうと思います。

それから、まちづくり会社の関係についてなんですが、構成メンバーも含めて現在調整中ということでございますが、町内、町外、合わせて五、六名ぐらいで現在のところ調整をしているというところでございます。商工会の会社の組成の時期が夏前ぐらいということに聞いてございますので、できるだけそれと同じタイミングでオープンにできればなと思っておりますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今野です。

私も12ページの、前者と同じようなあれなんですけれども、この総合戦略にコンサルと使うということなんですけれども、それで果たして町の人たちの地に足のついた計画というか、泥臭い計画というんですか、そういったやつができるのかどうか。コンサルに頼んだ場合は、えてして見た目がきれいで補助金をもらいやすい計画になると思うんですけれども、それでは本当に現在も仮設に入っていたりする普通に生活している町の人たちのためになるのかという、その確認なんですけれども、コンサルを使うことによっては役所の方たちは楽というか、役所の方たちのためにはなるんでしょうけれども。そこで同じコンサルを使うにしても、私いつも思うんですけれども、建築家の建築事務所のリサーチ的な効用というか、そういうのを求められないのか。そういうところをお聞きしたいと思います。

あと、当町執行部等においてコンサルを使わなければいけないほど人材が不足しているのかという、そのところをお聞きしたいと思います。

あと、細かい点1点なんですけれども、委託料の中の空き家等調査とあるんですけれども、この調査をすることによって壊してゆくのか、それとも再利用というか、使っていく方向の調査なのか、そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） コンサルティングにつきましては、これは一般論でさまざまな必要になるデータですとか、それから議員おっしゃるようにリサーチ、いろいろ調査をしたりという専門的な視点をどうしても使わなければちょっとプロパーの対応では、地元の対応ではなかなか難しいと、業務量がやはり多すぎるということが1つの要因として挙げられます。

ただ、これを総合戦略を策定するまでに丸投げをするということではなくて、最終的に決めるのは行政が決めるということになりますので、そのコンサルの業務委託起案は行政がしっかりとチェック機能を果たしていくということになると思います。

まだまだ復興関連業務がございますので、なかなか職員だけでの対応というのは少し難しいのかなと思っております。

それから、空き家につきましては、どちらかといえば壊すというよりも空き家を使えないだろうかと、そういう方向性を調べるという観点での業務になると思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） コンサルを使わなければいけないというあれなんですけれども、専門的なことであり、業務量も多いということなんですけれども、そして課長答弁には最終的には町で決めるというんですけれども、その最終的に決めることを実はコンサルに頼む前に初めに明確にこうした形にしたいというビジョンを当然示しているんでしょうけれども、その部分が弱いんじゃないかと私は思うんですが、その部分は難しいのかどうか、伺いたいと思います。

あと、空き家に関しては、使っていくためというんですけれども、どのような形で利用というか、もう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 空き家につきましては、基本的にはこの地方創生の大きな大きな理念の一つに定住、人口を減らさないということが目標として掲げられておりますので、その手法として人が住むということに使えないかどうかの調査ということになると思います。

それから、コンサルに頼むに当たって、初めに結論的なものを示してと、もちろん今回の総合戦略のテーマというものは、また国の指針というあれなんですけれども、国から示されたテーマというのがございます。向こう45年間の人口推計をしるとか、それから子育てをしるとか、雇用に結びつけるような施策を考えると、という条件設定がございまして、まずはその条件設定と南三陸町のこの5年、10年先の町の状況を照らしながらどういう総合戦略を立てるのが一番いいのかということと一緒に考えていくということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） じゃあ、空き家の件なんですけれども、そういった形で使っていくということなんです、実は空き家もそのままにしておく税金が安くて、壊すと高くなるということも言われているんですけれども、今後有効に使っていくためにどういった方策で調査

した後に使っていくのか、例えば都会から来た方たちに使ってもらうとか、いろいろな方法があると思うんですけれども、その戦略。私的には以前も言ったように、田舎で暮らすには平屋の住宅がいいんじゃないかという、そういう思いはあったんですけれども、今回それに近いのかどうか、伺いたと思います。

あと、コンサルなんですけれども、そういった形で最初にビジョンというか何か示すということなんですけれども、テーマによって。その示す際にやはり私一番こう、役所なりの縛りはあるんでしょうけれども、本当に町で住むというか、暮らすという、住民の目線が一番計画において大切じゃないかと思うんですけれども、そういうことをしていないから現に先日というかこの前も言ったような行政に携わる者さえ離れていくという、そういう現実になっているんじゃないかと、そういう私危惧があるんですけれども、住民目線での計画というか、ビジョンというのはどういった形になるのかやっぱりわかりづらいんで、少しどういった方向で見つけていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 空き家の関係ですが、結局空き家を調査をして有効に活用できる方法がないのかと、その活用法も含めて調査をするということでございます。

あわせて、物件が何か使えそうだという調査結果が出たとしても、その物件の例えば持ち主の状況がどうなのかとか、いろいろあると思いますので、そういった細かい部分についても並行的に調べる必要があるんだろうと思います。イの一番にもし使えるというような物件があれば基本的には地方創生でございますので、都会から移住をされた、そういう方が空き家でも構わないというような条件が合えばそういった方々に開放をしていくというようなのが自然の流れかと思います。それから計画立てをするに当たっての目線ということでございますが、これは昨年まで復興計画の推進会議を約2年間やってまいりましたし、それから現在も総合計画審議会の中の作業部会にやっぱり十二、三人の方に入っていて、細部、細かいところまでご議論をいただいているということもございますので、決して住民目線を何と言うんでしょう、配慮をしているということではなくて、それぞれまち協さんも含めて住民の意見を聞きながら計画づくりをしておりますので、そこはご理解をいただきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 済みません、もう1回だけ、空き家についてなんですけれども、今1人暮らしのお年寄りの方も多いで、潜在的な空き家の調査も同時に必要かと思うんですけれ

ども、そのこのところだけお聞きして、質問を終わらせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 潜在的といいますか、今は空き家ではないんですが、この先何年か後にそういう可能性のある物件も含めて調査をするということになるかと思しますので、そこはもう少しフレームを広げての活動になります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

前者の意見と同じようなところもありますけれども、12ページのまずは19、負担金補助及び交付金のプレミアム付商品券ですけれども、先ほどのご答弁ですと限度額5万円までと話されましたけれども、この5万円といいますと、1万4,000円のと7,000円のと何口かになるわけです、5万円までというね。そうすると、これを商工会さんに委託するわけなんですけれども、それは6月ごろと話されましたけれども、限度額5万円といいますとお金のある人は何口でも買えますけれども、低所得の人たちが果たして買われるのかなと思う気も、そういう5万円ずついろんなお金のある人たちが買っていくと、低所得の人たちが買えるのかなという、素朴な疑問が一つあります。

それから前者が申し上げていました空き家なんですけれども、最後の説明で1人暮らしの人たちも調査するというので半分納得はしたんですけれども、今までうちが流されて空き家が当町には非常に少ないです。あるのが珍しいぐらい。どんな壊れそうのうちでも皆さん入っています。そういう状況下で心配はしたんですけれども、最後の企画課長の答弁で、1人暮らしでもそれは対象にしていくということで、ちょっとは安心したかなと思われました。

それから、やはり13の委託料の件なんですけれども、1番議員が話したように、やはり今この3月に来てこれを補正で平成26年のを出してくるとなると、誰が考えてもこれ丸投げかなというような、実際我々は思います。中身をもっとこう、先ほど前者も話しました住民目線に立ってこの仕事をやっていけるのかなというのはひとつ思いました。平成27年度の補正でもよく検討した上で委託するものにしてもやるべきでなかったかなと思われま。今この3月のあと何日もない中で1番議員の答弁でも伺いましたけれども、その辺今ここでやらなきゃいけないというその思いですか、それをもう一度お聞かせ願います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 初めに商品券の5万円という部分でございますが、最大、マックスで1世帯5万円ということでございますので、お金のある方が5万円ずつ10回も20回も買え

るということではなくて、広く町民の皆様にとという趣旨で今回5万円。これも実は国のほうで標準的に5万円が上限だろうと定められておりますので、当町も5万円と。

5万円のブックイング1冊ということではなくて、500円の商品券が14枚ブックイングになったやつが5,000円で買えるということでございますので、まずは5,000円からお買い求めできますということです。そこはご理解をいただきたい。予算がもう少し余裕があれば1万円分あるいは2万円分というふうにお買い上げいただいて結構だと。ただし、5万円が上限ですよということでございます。

それから、ここ3月あと3日で年度が終わるのになぜということでございますが、先ほども申し上げましたが、国で平成26年度予算として受けていただきたいということでございますので、歳出も同じように組まざるを得ないということでございます。うちだけではなくて、多分3月の議会で各市町村、10日、半月、時期はずれているかもしれませんが、みんな3月でやっておられると思っております。

それから、まちづくり会社への事業としてということなんですけれども、ここに掲げた6個の委託予定業務につきましては、もともと民間のまちづくり会社に頼もうと考えていた事業内容でございますので、今回、国からついた財源を有効に使うということから今回このような措置をさせていただいたものであります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明で国からの、平成26年度の予算として出すようにという指示があったみたいなんですけれども、それで理解はしますけれども、この委託の中身についてはこの町独自の考えを入れて職員の皆さんのご努力に期待しますので、お願いいたします。以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 11ページ、雑入なんですけど、ちょっともう少し詳しく内容、これ聞かせてもらえ……。何か事故繰越云々、前渡し金の返還とか何とかってね。完成した分だけの返還とかというのは何のことなのか。

それから、今の委託料、コンサルとかまちづくり会社とかということに委託をするんだと。地方創生関係で平成26年度分は入れると。それを歳出でうまくやらないきゃならないということで、どたばたとつくったというのか、期間がないためにこうしたのかわかりませんがね。

ところで、国から示されたメニューですがね、いろいろ当てはめてきたものだと思うんですよ。それはどういうふうな、具体的にどんなメニューが出てきたのか。以前、前定例会で大

ざっぱといいますか、定義みたいなのが出てきて、我々いただいているんですが、細かく分類された内容があるのであれば私たちにも提出していただきたいと。この7項目がどの部分に当てはまっているのかというのもチェックしなければならないということなんですよ。本当にこの地方創生でここに掲げられている7つですか、本当にこのメニューが当てはまっているのかどうなのか、それも確認しなくちゃならないし、見ると、町民の声というか、意見というものを吸い上げていかなければならない業務委託も随分あるんでね、これこそがパブリックコメントでやるべきじゃないかなと。委託先に言ってくださいよ、パブリックコメントで調査しなさいということをやね。意見を吸い上げてくださいということをやってくださいよ。大体、コンサルなんていうのは何ていうか、決まっているんですね、大体ね、こういうな、こういうの、こういうのってね。人口と名前が変わるぐらいなものでね、全国的に同じような内容で出てきますんでね。この町に本当に合った、この町独自の内容なのかということが一番大事なことであってね、名前と人口と規模面積と違ったぐらいの内容のやつが全国にばんと出るんですから、コンサルなんていうのは。どのコンサルを選ぶのかということもあなたがたの責任でやらなければならないんですからね、その辺のところどのように考えているのか、その辺です。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、雑入のご説明を申し上げたいと思います。

災害復旧の施計委託業務でございまして、業務が2つ該当しております。1つが歌津の港地区におけます浪板線ほか4路線の測量業務になります。それからもう1点がやはり歌津でございまして、寄木線の橋梁の設計業務でございまして。

初めに、浪板線でございまして、現在港地区の復旧計画でございまして、まずもって国道が変わると。かさ上げになって、今の橋の地点でかなり高くして橋を架かえるという計画がございまして。それで、ご存じのように国道を起点として漁港側に町道があると。それから、もう1本反対側に港石泉線という町道があるという交差点でございまして。当然国道の高さが変わるということで、町道も上げざるを得ないと。ただ、ここで1つ問題だったのが、バック堤がありまして、現在の位置の復旧ができないということがあります。そして、上流がといいますか、またJRがございまして、JRと町道が交差をします。JR側は基本的に平面交差を認めないという姿勢でございまして、そこをいかにして交差をするかという検討がございました。ただ、基本となる国道の高さが決まらないうちは実は設計が進まないという状況で、まだ国道の高さが確定をしていないという状況が続いておりますので、一旦

ここで業務を打ち切るという判断をさせていただきました。当初の契約額が約2,467万5,000円でございます、そのうち前払い金として4割に当たります987万円をお支払いをしております。それで、これまで行った業務を最終的に精算をいたしますと、856万1,000円ほどになりました。よって、130万円は返していただくということでございます。

それからもう1点、寄木橋の設計でございます。ご存じのように、これにつきましてもバック堤、伊里前地区のバック堤、それから国道の部分はまだ確定しない部分がありまして、多分秋口にやっとその形が見えてきて、橋梁の位置が決まったという状況でして、秋から最近までボーリング調査をさせていただきました。そういう中で、当初3,670万円ほどの契約でございましたが、やはり4割ということで1,428万円を前払い金としてお支払いをしております。それで、きょうまで3月いっぱい出来高を精算しましたところ、692万6,000円ほどの出来高であるということを確認できましたので、その差額約730万円、これは返還していただくと。そういうことでございますので、合わせて860万円の返還ということになりました。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、メニューリストにつきましては、後ほど担当に指示をしてちょっと準備をさせますので、お待ちいただきたいと思っております。

それから、パブリックコメントにつきましては、戦略の計画ができ上がってから町民の皆さんにご意見を聞くというのはこれは当然だと思いますので、そこは計画ができてからという対応にさせていただきます。

それからどういう業者をもくろんでいるかということなんですけれども、現時点では特にこのことについては考えていないんですけれども、ただ南三陸町は被災地ということもございまして、まずは町の状況を理解できるもの、どこまでできているのかというようなことは重要な要素だと思います。

それから、これは今回新しい国の地方創生という大きな制度でございますので、その制度について、内容をどこまで熟知しているのかというようなところも大切なところだと思いますので、その辺を意識して業者の選定に当たっていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうではないかなと思っていたんです。完成分の後残った残額、要するに前払金して残ったものの払い戻しというか、戻したということ。これはその2つの事業については平成27年度へ事故繰越という形でやるということ。事故繰越。平成26年度中、これ

は事故繰越で平成26年度なんですと。そのときにあとは平成27年度はまたさらなる設計なり、あるいは計画、金額、新たにまた組み直しして国から許可をもらうという形なんです、事故繰越というのは。本来は、私どもの今までの認識では事故繰越できなかったらチャラというか、ペアになると思っていたのですが、何か聞きますと残った分については新たな設計でやるという。

そのときに、これは国の復旧・復興予算ということになるんですが、例えばこの出来高の割合、例えば40%やっとなら、残りが60%ですと。当初例えば、例えばですよ、2,400万円の測量のやつが何割残ったかちょっと聞き忘れたんだけど、その残った2,400万円の何割残った額で新たに事業ができるのかどうかということ。言っている意味わかりますですね。さらなる追加に多分なると思うんです、新たなということになるとね。その辺は国でも見てくれるだろうと思うんですが、事故繰越というか、やれなかったペナルティみたいなのは科せられることはないかなということ。これが非常に心配なんですよね。できなかった理由がいろいろあるでしょうけれども、何をやっているんだと。まずもって言われるでしょう。何でできなかったんだと。だからと言って、持ち出しでやれる問題でもないしね、持ち出しできるものでもないだろうから、ただ私どもとすればどういったことまでに国が今回の事故繰越でできなかった分の残高を見てくれるのかなということなんです。その辺のところ、おわかりでしたら。これからだって言われて、わかりませんで答弁になるのかどうか、その辺はわかりませんがね、わかる範囲で結構ですから。

それと、結果が出たときにコンサルなりいろんな結果が出たときに町民にパブリックコメントをしたいと。そのパブリックコメントでいろんな意見がきたときに、その結果出たやつは直せるんですか。変更するのですか。どの辺までするのか。実際、業者さんをお願いして結果が出たよりも町民の方々の意見のほうがすばらしいと、計画のほうがすばらしいと、考えがすばらしいと、それで最初からお金をかけてコンサルさんをお願いする前に町民の方々に聞いたほうがいいんでないかという、今度は理屈にもなってくるんですよね。その辺のところです。その辺だね。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 当然、議員おっしゃるように人件費等も値上がりしておりますので、同額でのまた採択とはかなり難しいと考えております。町とすれば当然金額が変わろうともそれは国からしっかりいただきたいと考えています。先ほどお話ししたとおり、町が何か怠慢をして業務が遅くなったというのであればまたあれですけれども、今回あくまでも協議側

の都合で町が待っているという状態でございますので、そこはしっかりいただきたいと思っていますし、関係する予算につきましては当初予算に既に計上済みでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） パブコメの部分につきましては、完成時点という表現でございましたが、各委員、月1回ぐらいのペースで恐らくやっていくということになりますので、その素案的なものがおおむねの方向性、計画の概要というものができた時点で一度パブリックコメントにかけて町民の方々のご意見を伺うというような手順でおりますので、ご理解をいただきたい。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにごございますか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、……。

暫時休憩をいたします。

再開は2時半にいたします。

午後2時17分 休憩

午後2時31分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画課長、説明ありますか。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 非常に細かい資料で恐縮でございますが、これが国に提出した資料の写しでございます。

表の真ん中ぐらいに（7）というところがあると思います。メニュー例の各分野に該当している場合はその云々かんぬんということで、1番から7番まで書いてありまして、下の表の左側に1、南三陸町人口ビジョン総合戦略策定。2、（仮）地域交流拠点形成事業。3番、移住対策事業と。この1番は総合戦略の策定というところで13節の1,000万円。2番の地域交流。ここに（3）のところ専門家の派遣とか、ゲートウェイとか、企業誘致活動の3項目載っております。500万円、1,000万円、500万円と。これが予算書の13節の真ん中の部分になります。それから3番目の移住対策。ここが空き家の調査とかあとは移住のツアーセミナー、そういったものがメニューとして載ってあるというような資料でございますので、ご確認をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、これは我が町から創生、国のほうにこういった計画を立てましたよという内容のものだということですね。国からはこういったものだというメニューというのはまだ来ていないの、細々わたって。それはまだ来ていないということですね。わかりました。

黒塗りは何なのですか、これは。いつもあなたたちが出すのって、黒塗りするの、まずいから、あとで、何もなくて黒塗りなのか、あつて黒塗りなのか、個人情報なのか。

それからですね、プレミアムの商品券、これ商工会には委託というか、お願いするんだと。1世帯5万円でいろいろと詳細については説明は受けたんですが、このやつは平成26年度では商品券を発行することはできないので、6月に販売するんだということですね。これはまだ明許繰り越しでやっているんでしょう。平成26年度のこの予算で今やって、事業ができないからって明許繰り越しにやると。6月から販売して平成27年度3月まで。例えば販売したと。販売が目的なのか、あるいは商品券で多分町内の商店とか、限定されてくると思うんですね、あるいは商工会に加盟店とか。いろいろその辺の内容がどうなっているかわかりませんがね。もし平成27年度内に消費ができない場合は翌年に持ち越しても使えるのかどうか。あるいは、これはあくまでも平成27年度の事業で、また来年も平成28年度もこの継続した事業がやられるのかどうかですね。先ほども言ったように、平成27年度中に消化しきれないものについては翌年度に持ち越してもいいような券の取り扱いね。品物についても限定されるものなのかどうなのか。その辺どういうふうになっているんですか。これからなんですか、内容については。その辺、6月に販売はわかるんですよ。平成26年度の今予算ですから。それもまだ決まらないで、明許繰り越しにしてそれからやるというわけにはいかないでしょう、これ予算計上ということは。その辺のところ、きちっと説明ができないと困るんですね、我々としては。その辺、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、商品券の取り扱い期間でございますが、6月から平成28年、来年の1月末を予定してございます。国との協議の中では今回緊急的に消費の喚起を促すという趣旨からできるだけ短期間でこの商品券が売れわたるように、これは努力をなささいというようなことでございますので、当町お店の数が少ないというハンデがあるんですけども、何とかさまざまなPR活動をして短期間で売れ残りが出ないようにしたいと思っております。

加盟店のみではなくて、今回プレミアム商品券を取り扱う事業者を改めて商工会で募集しま

す。ですから、農協とか漁協さんも登録をすればこの商品券を取り扱えるということになりますので、今後の登録事務ということになっていくと思います。

それから、品物なんですけれども、5万円という上限がございますので、そう高額なものというのではないと思われます。通常の食料品、日用品、それから一定程度サービス対価といえますか、そういったものにも使えるということで、国としては例えば値の張る動産、そういったものにはなるべく商品券を一部でも使うようなことはやめてくれと。例えば50万円のものを買ってうち5万円を商品券でやるというようなことは制度の趣旨に合わないんで、それはしっかり事業者に指導してくれということで言われております。

それから、年度内、残分につきましては先ほど言ったように、制度の趣旨から短期間でということでございますので、年度内に必ず使うということでございます。

あと、資料の黒塗りの部分ですが、これはエクセルというシートでつくっているんですが、この黒いところにはデータを入れなくてくださいと、数字とかを入れようとすると、ばんとはね返ってくる、そういうコンピューターのつくりなんだそうです。したがって、このようにどうしてもコピーをとると色が黒くなってしまうということでございますので、帳票作成上の黒塗りでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） だから短期間で消費してくれと、あくまでも券を販売するという目的なんだね。要するに交換という目的でなくて、その券でもって品物を購入するという目的でなく、券を発行して、要するにそうしろというんでしょう。発行しなさいということね。発行したものを購入して、買う買わないは消費者の勝手だということなんでしょうから。違うんですか。だからそこを聞いたんです、私。購入して、期間内に買うことができなかった場合、要するに平成28年の1月までに券は買ったと。使い切れなかったか、使うのを忘れていたか、その期間を過ぎたものに対してはどうなのかと。それから単年度、平成28年の1月、平成28年度、年度のこの事業が継続されるのかどうかということですが、それ聞いているのね。

黒塗り、わかりました。あんた方いつも隠したがっているからね、またその手かなと思って、今、確認のために。これは正当な黒塗りですね、そうすると。それはいいです、はい。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 平成27年度中ということでございます。それから、商品券には使用期限、先ほど申し上げましたように、来年の1月末日ということで、使用期限が書いてありますので、その期限を過ぎたものは使うことができないということですので、早目に使って

いただくように啓発の際にはその旨も添えたいと思っております。（「28年度までであるのか」の声あり）

今回の先行型の消費拡大の部分は、平成27年度に限ってということでございますので、平成28年度以降も引き続き同様のプレミアム商品券が出るかどうかは現時点でははっきりしていません。

○議長（星 喜美男君） 9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 私も12ページの13節のこの空き家関係も600万円で委託するんだと。空き家があるかないかなんていうのは職員の仕事じゃないかと思うんだけどね、どこのどなたに委託しようとしているのかね。今現在、前者も言ったように、本町では津波の関係で空き家が余り見えない。600万円かけてどこのどなたを頼むかね、こんなの職員1日か2日でわかるんじゃないかと思うんだけどね。私、先日ある不動産屋さんに行ったら、空き家だけじゃない、そっくり田から畑から山からね、家からね、買ってくれという人がいっぱい来ているんです。これは登米市です。いっぱい来ているんですと。現に迫町佐沼、東和町米川、登米市と、町なかで空き家が随分あります。ただ南三陸町には余りないように見えますが、現在把握しているのが何軒ぐらいあるのか。何を想定して600万円の予算をとってあるのかね。どこのどなたを頼むか。町の職員で簡単にわかるんじゃないですか。いかがですか。1日もあればわかることだ。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 空き家の調査につきましても、基本的には外部に委託をしたいと思っております。基本的には人件費相当分を見込んでおります。

議員おっしゃりますように、当町には空き家がない、ない、と言われますけれども、それがうわさではなくて実態が本当にどうなのかという確認も含めて調査をさせていただくという内容です。

それから、単に外観目視だけで空き家かどうかということではなくて、先ほど申し上げましたように所有者の状況ですとか、家の劣化、経過年数に応じてもし再利用するとすればどれぐらいの工事が発生して、どれぐらいの予算が要るかとか、そういったさまざまなことも含めて調査をします。もしそのような物件があれば全国のこういう空き家を束ねているサイトがあるんだそうですけれども、そちらへの登録をしたり何なりというような作業もあわせてやっていただきたいということで今、考えております。（「今、何軒あるの」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 私の段階では今空き家が何軒ぐらいあるのかというのは、掌握して
ございません。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 現在、あなたはざくつとしたということだから、それでいいんですけれど
もね、ざくつとしてね、何軒ぐらいあるのかと。その全然わけがわからなくて600万円の予
算をとっているんですか。そんなもの、すぐにでもわかるんじゃないですか。区長さんたち。
今言うとおりの、空き家があるからとそれを貸したいとかあげたいとかという、そういう人た
ちが余りいないということなんですよ。それは必要なことです。町のふるさと創生には必要
なことだけれども、果たして600万円の金額が必要なのかということですよ。幾らもありません
よ、本町には。あっても売りませんからとか、売ってしまいましたとかね、そういうよう
な内容だと思います。それ全然今何軒あるかもわからなくて、600万円委託すると、そんな予
算とり方ありますか。ざくつとしたのでいいの。ざっくりしたもの。全然皆目、わけがわか
らなくてね、600万円の。どこのどういう業者頼むの。職員でわかるでしょう、そんなこと。
あとは職員である程度調べた結果、専門家でなければできない仕事があります、いろいろと
ね。そういうものは委託すると。だから、前者も言ったように、この交付されたお金をただ
割り当ててしまった。そうしか考えられませんよ。全然わからないんですか、町民課長、ど
うですか。福祉課長も。あなたが一番わかるはずだ、本当はね。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 数軒は把握しておりますが、町全体の数については把握し切れ
てございません。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 空き家の今の状況、申しあげましたとおり、正確にどれぐらい、あ
るいは大体どれぐらいというような数につきましては、正直わからないというところでござ
いまして、わからないからこそ今の実態を調査するというのもあると思います。

それから、先ほども申しあげましたとおり、独居世帯なども将来は空き家になる可能性、あ
るいはどこかに身を寄せたいというようなこともあるかと思しますので、現在空き家だけで
はなく、将来空き家になるのではないかというようなものも含めて、大枠で調査をする
ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 町民福祉課長もそんなことでね、ある程度は、ざくつとしたぐらいはや

はり把握している必要があると思いますよ。600万円の予算取っているのですからね。それで聞いてんです。仕事なんです、役場の職員の仕事、何をやっている。職員がそのほかに、どんなことをやっている。ちゃんとこういうところまで統計書。統計をとらなければわからないのかとか、これも知っておく必要があると思いますよ。税務課長、町民福祉課長、企画課長、一番なんだべからね、これ出したんだから、あなたがこういうふうに試算をして国に提出をして、今回の創生資金というものの交付されているわけですから。まずこう語ればああ語る、ああ語ればこう語る、何なりとね。そのほうが絶対自分がこれ、今特にね、厳しい時期だから語らいねがただけれどもね、そういうものじゃないかと思いますがね、ざくっとしたぐらいの数字をわかっておく必要があると思いますが、いかがですか、企画課長。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 本格的に調査をする段階でおおよそのそういった傾向をつかんで調査計画を立てたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これもちまして、平成27年第4回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時50分 閉会